

令和 6 年

第 2 回 定 例

夕 張 市 議 会 議 案

令和 6 年 6 月 1 0 日 開 会

令和 年 月 日 閉 会

令和6年 第2回定例市議会付議案件名

議案第 1 号	夕張市財政再生計画の変更について
議案第 2 号	夕張市監査委員の選任について
議案第 3 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第 4 号	令和6年度夕張市一般会計補正予算
報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
報告第 2 号	令和5年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第 3 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 4 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 5 号	例月現金出納検査の結果について
報告第 6 号	例月現金出納検査の結果について
意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
意見書案第2号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

令和6年第2回定例市議会出席者名簿

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	厚 谷 司 君	○ 教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
教 育 長	小 林 広 明 君	教 育 課 長	堀 靖 樹 君
○ 市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名		○ 選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
副 市 長	吉 崎 仁 司 君	事 務 局 長	芝 木 誠 二 君
総務企画課長	芝 木 誠 二 君	○ 農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
地域振興課長	菊 田 大 介 君	事 務 局 長	山 本 健 彦 君
財 政 課 長	板 垣 克 巳 君	○ 監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名	
税 務 課 長	秋 山 俊 輔 君	事 務 局 長	佐 藤 浩 一 君
建 設 課 長	押野見 正 浩 君		
土 木 課 長	阿 部 充 雅 君		
上下水道課長	小 峰 健 一 君		
市 民 課 長	外 崎 伸 一 君		
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君	○ 本議会の書記の職・氏名	
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君	事 務 局 長	佐 藤 浩 一 君
消 防 長	田 島 淳 君	書 記	山 下 倫 弘 君
消 防 次 長	松 倉 暢 宏 君	書 記	増 井 菜々実 君

令和6年

会 議 日 程 表

第2回定例市議会

1. 会 期 6月10日から同月21日までの12日間

月・日	曜日	開議時刻	会議別	付議案件・その他
6月10日	月	10:30	本会議	・会期の決定について ・市長並びに教育委員会教育長の行政報告 と報告に対する質問 ・議案の一部上程議決
6月11日	火		休 会	・議案調査
6月12日	水		休 会	・議案調査
6月13日	木	10:30	本会議	・一般質問
6月14日	金	18:00	本会議	・一般質問
6月15日	土		休 会	
6月16日	日		休 会	
6月17日	月		休 会	・議案調査
6月18日	火		休 会	・議案調査
6月19日	水		休 会	・議案調査
6月20日	木		休 会	・議案調査
6月21日	金	10:30	本会議	・全議案の上程議決

・本会議 ～ 4日
・休 会 ～ 8日
計 12日

令和 6 年

議 事 日 程 表（第 1 日）

第 2 回定例市議会

1. 招集の日時 令和 6 年 6 月 10 日 午前 10 時 30 分開議

2. 招集の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第 1			会期の決定について	
日程第 2			市長並びに教育委員会教育長の行政報告と報告に対する質問	
日程第 3	議 案	第 1 号	夕張市財政再生計画の変更について	市 長
日程第 4	議 案	第 2 号	夕張市監査委員の選任について	市 長

令和6年

議 事 日 程 表（第2日）

第2回定例市議会

1. 開催の日時 令和6年6月13日 午前10時30分開議

2. 開催の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1			一般質問	

令和6年

議 事 日 程 表（第3日）

第2回定例市議会

1. 開催の日時 令和6年6月14日 午後6時00分開議

2. 開催の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第1			一般質問	

令和 6 年

議 事 日 程 表（第 4 日）

第 2 回定例市議会

1. 開催の日時 令和 6 年 6 月 21 日 午前 10 時 30 分開議

2. 開催の場所 市議事堂

日程番号	種 別	番 号	件 名	提出者
日程第 1	議 案	第 3 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	市 長
日程第 2	議 案	第 4 号	令和 6 年度夕張市一般会計補正予算	市 長
日程第 3	報 告	第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	市 長
日程第 4	報 告	第 2 号	令和 5 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	市 長
日程第 5	報 告	第 3 号	例月現金出納検査の結果について	議 長
	報 告	第 4 号	例月現金出納検査の結果について	
	報 告	第 5 号	例月現金出納検査の結果について	
	報 告	第 6 号	例月現金出納検査の結果について	
日程第 6	意見書案	第 1 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	高間議員 ほか 6 名
日程第 7	意見書案	第 2 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	千葉議員 ほか 6 名

自 令和 6 年 3 月 7 日

令和 6 年 6 月 10 日 開会

行 政 報 告

至 令和 6 年 6 月 9 日

第 2 回 定例夕張市議会

月 日	事 項
	※ 市長会関係について
4 月 25 日	○ 令和 6 年度空知市長連絡協議会春季定期総会への出席について 深川市において開催された令和 6 年度空知市長連絡協議会春季定期総会に出席し、管内各市長と情報交換等を行った。
5 月 22 日	○ 令和 6 年春季北海道市長会定期総会及び全国市長会北海道支部総会への出席について 室蘭市において開催された令和 6 年春季北海道市長会定期総会及び全国市長会北海道支部総会に出席し、令和 6 年度事業計画案、一般会計及び特別会計歳入歳出予算案、定期総会決議案及び要請事項案について審議決定した。
	※ 道路関係について
5 月 29 日	○ 北海道横断自動車道早期建設促進期成会による道内要望行動への参加について 札幌市において行われた北海道横断自動車道早期建設促進期成会による要望行動に参加し、計画的な事業推進と早期全線開通について、北海道、北海道開発局及び東日本高速道路株式会社に対して関係市町村とともに要望を行った。
5 月 29 日	○ 北海道高速道路建設促進期成会令和 6 年度総会への出席について 札幌市において開催された北海道高速道路建設促進期成会令和 6 年度総会に出席し、令和 6 年度事業計画及び収支予算について審議決定した。

	※ 一般関係について
3 月 15 日	○ 「滝ノ上駅を見送る会」への出席について 令和 6 年 3 月 16 日をもって廃止となる J R 石勝線滝ノ上駅において開催された「滝ノ上駅を見送る会」に出席し、最終列車のお見送り等を行った。
3 月 26 日	○ 知事の地域訪問スクラムトークへの出席について 岩見沢市で開催された知事が市町村長や地域で活躍されている方々と直接対話を通じて地域との絆を深める「スクラムトーク」に出席し、意見交換などを行った。
3 月 27 日	○ 企業版ふるさと納税制度による寄附に係る感謝状贈呈式の挙行について 市役所 4 階応接室において、ユニ建材有限公司から本市への寄附に対し、感謝の意を表するとともに感謝状を贈呈した。
4 月 22 日	○ 第 1 回公立高等学校配置計画地域別検討協議会への出席について オンラインにより開催された令和 6 年度第 1 回公立高等学校配置計画地域別検討協議会に出席し、北海道教育委員会が提起した公立高等学校配置計画案について協議を行った。
4 月 23 日	○ 石狩川流域圏会議令和 6 年度総会への出席について 滝川市において開催された石狩川流域圏会議令和 6 年度総会に出席し、令和 6 年度事業計画及び収支予算について審議決定した。
5 月 20 日 ～ 5 月 24 日	○ 市政懇談会「あつやトーク」の開催について 市政に関する市民との懇談を目的とした市政懇談会「あつやトーク」を市内 3 か所で開催し、市の事業や課題について説明した後、市民から市政に関する意見や要望を聞いた。

5月23日	○ 令和6年度夕張市交通安全市民運動推進委員会総会の開催について 拠点複合施設りすたにおいて令和6年度夕張市交通安全市民運動推進委員会総会を開催し、令和5年度事業報告、収支決算報告、令和6年度事業計画及び収支予算について審議決定した。
5月24日	○ 夕張メロンの初競り報告について 北海道庁を訪れ、鈴木直道北海道知事に対し、夕張メロンの初競り結果の報告を行った。
6月9日	○ 新桂沢ダム竣工式への出席について 三笠市において開催された新桂沢ダム竣工式に、夕張川水系治水促進期成会会長として出席した。 ○ 各種機関・団体総会等への出席について 市内において各種機関・団体の総会等が開催されたので次のとおり出席し、挨拶を述べた。 ・ 3月8日 北海道夕張高等養護学校第21回卒業証書授与式 ・ 3月8日 旭川夕張会新年交流会 ・ 3月14日 夕張市立夕張中学校第14回卒業証書授与式 ・ 3月21日 夕張市立ゆうばり小学校第13回卒業証書授与式 ・ 3月29日 夕張市文化協会三賞授与式 ・ 4月2日 ツムラ第3期建設工事地鎮祭 ・ 4月5日 セーフティコールゆうばり該当啓発 ・ 4月8日 夕張市立ゆうばり小学校第14回入学式 ・ 4月8日 夕張市立夕張中学校第15回入学式（副市長） ・ 4月8日 北海道夕張高等学校入学式 ・ 4月9日 北海道夕張高等養護学校第23回入学式 ・ 4月18日 令和6年度夕張市民生児童委員協議会総会 ・ 4月24日 夕張市農業振興協議会総会 ・ 4月30日 夕張地区連合メーデー大会 ・ 5月14日 道の駅夕張メロード運営協議会総会 ・ 5月16日 令和6年度空知管内社会福祉協議会連絡協議会総会 ・ 5月17日 令和6年度夕張交通安全協会定期総会 ・ 5月20日 令和6年度夕張市老人クラブ連合会総会

- ・ 5 月 21 日 夕張防犯団体連合会定期総会
- ・ 5 月 23 日 令和 6 年度夕張市交通安全指導員の会総会
- ・ 5 月 24 日 札幌市中央卸売市場夕張メロン初競り
- ・ 5 月 25 日 夕張市公設地方卸売市場夕張メロン初競り
- ・ 5 月 25 日 夕張市立ゆうばり小学校第14回運動会
- ・ 6 月 4 日 夕張市農業協同組合青年部野外研修会

※ 令和 5 年度各会計決算見込みについて

- 別紙のとおり

※ 現金及び物品等の寄付について

- 別紙調書のとおり個人及び団体から現金及び物品等の寄附があった。

一	般	関	係	No. 1
まちづくり	寄附	条例	関係	No. 2
教	育	関	係	No. 3 ～ 4

令和5年度 夕張市各会計決算見込額

(単位:千円)

会計区分		歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	実質収支額	備考
一般会計		11,090,794	11,055,612	35,182	34,470	712	実質収支全額を翌年度へ繰越し
国民健康保険事業会計		1,011,360	1,011,360	0	0	0	
市場事業会計		2	2	0	0	0	
公共下水道事業会計		226,325	162,451	63,874	0	63,874	特例的未払金 63,874千円
介護保険事業会計		1,700,906	1,624,936	75,970	0	75,970	実質収支全額を介護給付費準備基金へ積立て
後期高齢者医療事業会計		202,581	200,348	2,233	0	2,233	実質収支全額を翌年度へ繰越し
計		14,231,968	14,054,709	177,259	34,470	142,789	
水道事業会計	3条予算	408,316	453,613	△ 45,297	0	△ 45,297	(3条+4条)予算収支計 ① △ 191,549 損益勘定留保資金等 ② 173,438 計(①+②) ③ △ 18,111
	4条予算	3,383	149,635	△ 146,252	0	△ 146,252	前年度資金過不足額 ④ 398,665 当年度資金過不足額(③+④) 380,554

1. 物品

寄付寄贈者		受領 年月日	物 品 名	寄付寄贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
タ 張 市	株 式 会 社 Y K M 代 表 取 締 役 坂 本 豊	R6. 4. 23	エ レ ベ ー タ ー マ ッ ト	一 般 寄 付	総 務 企 画 課	

1. 現金

寄 付 寄 贈 者		受 領 年 月 日	物 品 名	寄 付 寄 贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 又 は 名					
千葉県	三 谷 哲 郎	6. 3. 15	80,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
宮 城 県	藤 島 泰 隆	6. 4. 2	27,000円	(イ) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、(オ) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地 域 振 興 課	
宮 城 県	藤 島 玲 子	6. 4. 2	11,000円	(イ) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、(オ) 歴史的に貴重な炭鉱遺産の伝承及び保全に関する事業	地 域 振 興 課	
北 海 道	大地コンサルタント株式会社 代表取締役社長 千葉新次	6. 4. 25	2,000,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
宮 城 県	錦 戸 正 継	6. 5. 2	20,000円	(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	庭 山 邦 子	6. 5. 8	42,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、(イ) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業	地 域 振 興 課	
静 岡 県	高 田 公 功	6. 5. 28	38,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	町 田 美 佐 子	6. 5. 22	27,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業	地 域 振 興 課	
東 京 都	町 田 豊 年	6. 5. 22	27,000円	(ア) 夕張市の地域再生及び住民の福祉の増進に必要な事業、(イ) 高齢者や障がい者等の生活支援活動、住民の健康保持等に関する活動及び住民自治活動の維持に関する事業、(ウ) 子どもたちの健全な育成に関する事業	地 域 振 興 課	
	非 公 表	1,976件	52,369,400円		地 域 振 興 課	
	合 計	1,985件	54,641,400円			

寄 附 寄 贈 金 品 等 一 覧 調 書 (教 育 関 係)

(敬称略)

寄 附 寄 贈 者		受 領 年 月 日	物 品 名	寄 附 寄 贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
東 京 都	日 本 学 術 協 力 財 団	6. 3. 5	図 書 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
夕 張 市	井 澤 純 子	〃	〃 35 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
札 幌 市	河 田 道 子	6. 3.21	〃 30 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
東 京 都	ネコ・パブリッシング・カンパニー	6. 3.27	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
〃	読 売 新 聞 社	6. 3.28	〃 274 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
札 幌 市	アイヌ民族文化研究センター	6. 4. 2	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
石 狩 市	石 狩 市 民 図 書 館	6. 4.13	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
札 幌 市	北 海 道 俳 句 協 会	6. 4.14	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
東 京 都	ネコ・パブリッシング・カンパニー	6. 4.25	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	

寄 附 寄 贈 金 品 等 一 覧 調 書 (教 育 関 係)

(敬称略)

寄 附 寄 贈 者		受 領 年 月 日	物 品 名	寄 附 寄 贈 の 目 的	取 扱 担 当 課 所	備 考
現住所又は 団体所在地	氏 名 又 は 団 体 名					
東 京 都	日 本 即 席 食 品 工 業 協 会	6. 4.10	図 書 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
千 歳 市	奥 山 道 紀	6. 5.15	〃 2 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
札 幌 市	石 狩 川 振 興 財 団	6. 5.20	〃 1 冊	閲 覧 用	りすた図書館	
愛 知 県	金 丸 妙 子	6. 5.23	図 書 カ ー ド 1 万 円	閲 覧 用	りすた図書館	
釧 路 市	西 岡 隆	6. 5.30	絵 画 3 点	閲 覧 用	教 育 課	

自 令和 6 年 3 月 7 日

令和 6 年 6 月 10 日 開会

教 育 行 政 報 告

至 令和 6 年 6 月 9 日

第 2 回 定例夕張市議会

月 日	事 項
3 月 8 日	○ 北海道夕張高等養護学校第 21 回卒業証書授与式への出席について 北海道夕張高等養護学校において挙行された令和 5 年度第 21 回卒業証書授与式に出席した。
3 月 14 日	○ 夕張市立夕張中学校第 14 回卒業証書授与式への出席について 夕張中学校において挙行された、令和 5 年度第 14 回卒業証書授与式に出席した。
3 月 16 日	○ 滝ノ上地区入学・卒業を祝う会への出席について 滝の上生活館で行われた令和 5 年度卒業・令和 6 年度入学を祝う会に来賓として出席し、祝辞を述べた。
3 月 21 日	○ 夕張市立ゆうばり小学校第 13 回卒業証書授与式への出席について ゆうばり小学校において挙行された、令和 5 年度第 13 回卒業証書授与式に出席した。
3 月 29 日	○ 退職職員辞令交付式について 拠点複合施設「りすた」において令和 5 年度末にて退職する教職員に対し、退職辞令交付を行った。 定年退職者 小学校 1 名
3 月 29 日	○ 令和 5 年度夕張市文化協会三賞授与式への出席について 拠点複合施設「りすた」において開催された、令和 5 年度夕張市文化協会三賞授与式に出席し、教育長奨励賞を授与した後、挨拶を述べた。

4 月 2 日	○ 令和 6 年度学校教職員人事異動辞令交付について 拠点複合施設「りすた」において令和 6 年度転入教職員に対し、人事異動に係る辞令交付を行った。 転入者 小学校 6 名、中学校 6 名
4 月 8 日	○ 夕張市立ゆうばり小学校第 14 回入学式への出席について ゆうばり小学校において举行された、令和 6 年度第 14 回入学式に出席した。
4 月 8 日	○ 夕張市立夕張中学校第 15 回入学式への出席について 夕張中学校において举行された、令和 6 年度第 15 回入学式に出席した。
4 月 8 日	○ 北海道夕張高等学校第 33 回入学式への出席について 北海道夕張高等学校において举行された、令和 6 年度第 33 回入学式に教育長職務代理者として伊藤慎一委員が出席した。
4 月 9 日	○ 北海道夕張高等養護学校第 23 回入学式への出席について 北海道夕張高等養護学校において举行された、令和 6 年度第 23 回入学式に出席した。
4 月 11 日	○ 令和 6 年度第 1 回空知管内市町教育委員会教育長会議への出席について 空知合同庁舎において開催された、令和 6 年度第 1 回空知管内市町教育委員会教育長会議に出席し、空知管内教育推進の重点の確認など多岐にわたる項目について協議を行った。

4 月 11 日	○ 令和 6 年度第 1 回北海道第 5 採択地区教科用図書採択教育委員会協議会への出席について 空知合同庁舎において開催された、令和 6 年度第 1 回北海道第 5 採択地区教科用図書採択教育委員会協議会に出席し、協議会役員の選出及び令和 7 年度から使用する教科用図書の採択方針について協議を行った。
4 月 13 日	○ 第 79 回夕張民謡文化連盟優勝大会への出席について 拠点複合施設「りすた」において開催された第 79 回夕張民謡文化連盟優勝大会に来賓として出席し、祝辞を述べた。
4 月 20 日	○ 石炭博物館今シーズンオープンセレモニーへの出席 石炭博物館において行われた、今シーズンのオープンセレモニーに市長と共に出席した。
4 月 22 日	○ 令和 6 年度第 1 回公立高等学校配置計画地域別検討協議会への出席について オンラインにより開催された令和 6 年度第 1 回公立高等学校配置計画地域別検討協議会に出席し、北海道教育委員会から提起された令和 6 年度から令和 8 年度までの公立高等学校配置計画案について協議を行った。
5 月 15 日	○ 令和 6 年度北海道都市教育長会春季定期総会への出席について 苫小牧市において開催された、令和 6 年度北海道都市教育長会春季定期総会に出席し、北海道教育委員会教育行政説明の後、令和 5 年度収支決算及び令和 6 年度収支予算案並びに役員の選出について協議を行った。
5 月 20 日	○ 市政懇談会「あつやトーク」への出席 5 月 20 日から 5 月 24 日までの期間において市内 3 会場で開催された市政懇談会「あつやトーク」の 3 会場すべてに出席し、小中一貫教育本格実施等について説明を行ったほか、参加された市民と質疑並びに意見交換を行った。

5 月 25 日	○ 夕張市立ゆうばり小学校第 14 回運動会への出席について ゆうばり小学校で開催された、令和 6 年度第 14 回運動会に出席した。
6 月 7 日	○ 夕張中学校スポーツ大会への出席について 夕張中学校で開催された、令和 6 年度第 15 回スポーツ大会に出席した。

自 令和6年3月7日

令和6年6月10日 開会

消 防 行 政 報 告

至 令和6年6月9日

第2回 定 例 市 議 会

月 日	事 項
4 月 15 日	火災概況報告について ○ 夕張市日吉 16 番地付近で発生した林野火災について 1 出 火 時 刻 令和6年4月15日（月）12時50分頃と推定 2 出 火 場 所 夕張市日吉 16 番地付近 3 覚 知 時 刻 令和6年4月15日（月）13時09分 4 覚 知 方 法 加入電話（固定電話） 5 鎮 圧 時 刻 令和6年4月15日（月）18時15分 6 鎮 火 時 刻 令和6年4月15日（月）19時00分 7 出 動 状 況 消防ポンプ自動車6台（放水車両6台） 北海道消防防災ヘリコプター1機 8 焼 損 状 況 市有地（山林）及び市有林約 1.8ha 並びに私有地 123.1 m²が焼損したもの。 9 り災世帯及び人員 なし 10 死 傷 者 なし 11 出 火 原 因 調査中 12 損 害 見 積 額 なし 13 気 象 状 況 天気～晴 気温～24℃ 湿度～35% 風向・風速 北西 2.0m

5月23日	○ 夕張市紅葉山 243 番地 7 で発生した建物火災について
1	出 火 時 刻 令和 6 年 5 月 23 日（木）18 時 00 分頃と推定
2	出 火 場 所 夕張市紅葉山 243 番地 7 改 44B-2
3	覚 知 時 刻 令和 6 年 5 月 23 日（木）22 時 14 分
4	覚 知 方 法 火災報知専用電話（IP 電話）
5	鎮 圧 時 刻 令和 6 年 5 月 23 日（木）23 時 30 分
6	鎮 火 時 刻 令和 6 年 5 月 23 日（木）23 時 45 分
7	出 動 状 況 消防ポンプ自動車 6 台（放水車両 4 台）
8	焼 損 状 況 半焼：コンクリートブロック造 2 階建て長屋（解体中） 1 棟 4 戸延べ面積 159.1 m ² のうち 99.3 m ² が焼損したものの。
9	り災世帯及び人員 なし
10	死 傷 者 なし
11	出 火 原 因 調査中
12	損 害 見 積 額 調査中
13	気 象 状 況 天気～曇り 気温～16℃ 湿度～79%
	風向・風速 北西 2.0m

自 令和 6 年 3 月 7 日

令和 6 年 6 月 10 日 開会

議 会 行 事 報 告

至 令和 6 年 6 月 9 日

第 2 回 定 例 夕 張 市 議 会

月 日	事 項
3 月 8 日	○旭川夕張会 新年交流会について 旭川市において開催された旭川夕張会 新年交流会に議長が出席し、意見交換した。
4 月 2 日	○夕張ツムラ第 3 期建設工事 地鎮祭について 株式会社夕張ツムラ敷地内において開催された夕張ツムラ第 3 期建設工事地鎮祭に議長が出席した。
4 月 1 0 日	○令和 6 年度北海道市議会議長会道央支部協議会について 赤平市において開催された令和 6 年度北海道市議会議長会道央支部協議会に正副議長が出席し、令和 6 年度北海道市議会議長会定期総会提出議案並びに令和 6 年度北海道市議会議長会及び全国市議会議長会の役員市を決定したほか本年度の各種会議等の確認を行った。
4 月 1 6 日	○北海道市議会議長会監事会・役員会について 北斗市において開催された北海道市議会議長会監事会・役員会に議長が出席し、監事として令和 5 年度北海道市議会議長会決算の会計監査をした後、役員会で第 87 回北海道市議会議長会定期総会の運営について、了承した。

4月23日 ～24日	○第87回北海道市議会議長会定期総会について 苫小牧市において開催された第87回北海道市議会議長会定期総会に正副議長が出席し、令和5年度決算を認定、令和6年度事業計画及び予算を承認したほか、第100回全国市議会議長会定期総会に提出する議案及び役員の選出について審議し、いずれも原案のとおり可決された。 総会終了後、「ウトナイ湖野生鳥獣保護センター」、「道の駅ウトナイ湖」、「トヨタ自動車北海道㈱」を視察した。
5月16日	○静岡県焼津市議会の行政視察について アドベンチャートラベルの推進について静岡県焼津市議会建設経済常任委員会8名が来夕したので、議長が歓迎の挨拶を述べるとともに質疑を行った。
5月21日	○北海道市議会議長会中央実行運動について 東京都において実施された北海道市議会議長会中央実行運動に議長が参加し、道内選出国會議員を訪問し、北海道市議会議長会議決事項の実現に関する要望を行った。
5月22日	○第100回全国市議会議長会定期総会について 東京都において開催された第100回全国市議会議長会定期総会に議長が出席し、議員の特別表彰を行い、引き続き一般事務報告を承認し、令和4年度決算を認定するとともに令和6年度予算を審議承認したほか、地方行政委員会をはじめとする各委員会報告を承認した後、各部会から提出された議案及び会長提出議案について審議し、いずれも原案のとおり可決された。 その後、令和6年度役員の改選が行われ、理事に議長が選任された。

5月23日	○国会議員への要望運動について 東京都において北海道選出国会議員を議長が訪問し、第100回全国市議会議長会定期総会議決事項の実現に関する要望を行った。
5月26日	○第七師団創隊69周年 東千歳駐屯地創立70周年記念行事について 千歳市において開催された第七師団創隊69周年 東千歳駐屯地創立70周年記念行事に議長が出席し、意見交換した。
5月31日	○群馬県みどり市議会の行政視察について コンパクトシティの取組について群馬県みどり市議会8名が来タしたので、議長が歓迎の挨拶を述べるとともに質疑を行った。

	市内における各種行事等への出席について 市内で各種行事等が開催されたので、次のとおり出席したほか挨拶を述べた。
3月14日	・令和5年度 夕張市立夕張中学校 卒業証書授与式
3月21日	・令和5年度 夕張市立ゆうばり小学校 卒業証書授与式
3月29日	・夕張市文化協会三賞授与式
4月 5日	・令和6年 春の全国交通安全運動「セーフティコールゆうばり」
4月 8日	・令和6年度 夕張市立ゆうばり小学校 入学式 ・令和6年度 夕張市立夕張中学校 入学式
5月17日	・令和6年度 夕張交通安全協会定期総会
5月25日	・令和6年度 ゆうばり小学校運動会
6月 7日	・令和6年度 夕張市自衛隊協力会懇親会

一 般 質 問 通 告 者 一 覧 表

質問順	通 告 者	通告件数	件 名
1	千葉議員	1	1. 「地方だからこそできる安心な子育て環境づくり」「子どもたちの居場所づくり」について
2	櫻井議員	2	1. 高速ゆうばり号廃止における代替交通について 2. シルバー人材センター解散にともなう市民生活への対応について
3	徳谷議員	1	1. 夕張市の観光推進について
4	工藤議員	2	1. マスタープランにおける居住誘導区域への施策について 2. 第14次夕張市農業振興計画の進捗について
5	高間議員	1	1. 地域公共交通の現状と再構築について
	計	7	

議案第 1 号

夕張市財政再生計画の変更について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 9 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

ただし、当該変更計画が効力を有する日は、同法第 10 条第 6 項の規定により、総務大臣に協議し、その同意を得た日とする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

夕張市長 厚谷 司

（提案理由）

財政構造の健全化と財政基盤の確立を図り、もって地域の将来に向けて透明性の高い持続可能な財政構造の構築を目的とするため、財政再生計画の変更を行うものである。

財政再生計画書(令和6年度第2次(6月)変更後)

- 第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 : 変更前に同じ
第2 計画期間 : 変更前に同じ
第3 財政再生の基本方針 : 変更前に同じ
第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額 : 変更前に同じ
第5 歳入歳出年次総合計画
1 一般会計等の実質収支
(1) 一般会計 : 次のとおり変更する

(単位: 千円)																		
区 分		年 度		計画初年度の前年度 (平成20年度)			財政再生計画を策定した年度 (初年度)			平成22年度 (第2年度)			平成23年度 (第3年度)			平成24年度 (第4年度)		
歳 入	歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	
1 地 方 税	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108				
2 地 方 譲 与 税	86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729				
3 地 方 交 付 税	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983				
4 国 都 道 府 県 支 出 金	1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,577,868	24,894	△ 27,856	1,605,004	18,890	△ 6,004				
5 繰 入 金	26,159	10	86,977	0	△ 10	38,581	3,883	3,883	579,534	542,726	538,843	252,144	205,530	△ 337,196				
6 地 方 債	679,664	214,364	33,626,482	32,531,698	32,317,334	2,621,866	399,066	△ 32,132,632	1,022,374	272,674	△ 126,392	987,407	270,407	△ 2,267				
うち再生振替特例債	0	0	32,199,000	32,199,000	32,199,000	0	0	△ 32,199,000	0	0	0	0	0	0				
7 そ の 他	1,335,444	387,742	1,261,111	313,746	△ 73,996	1,783,741	762,422	448,676	1,785,971	849,449	87,027	1,683,256	955,478	106,029				
歳 入 計	8,682,748	6,192,145	42,040,230	38,752,515	32,560,370	12,400,922	7,571,419	△ 31,181,096	11,213,250	7,937,246	365,827	10,755,460	7,677,954	△ 259,292				
歳 出	歳 出 額	一 般 財 源	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度 対 比 増 減 額				
1 人 件 費	725,413	630,671	784,593	718,811	88,140	837,634	757,256	38,445	871,807	802,768	45,512	858,193	772,219	△ 30,549				
2 物 件 費	674,765	518,139	623,203	434,195	△ 83,944	696,391	491,303	57,108	654,122	458,684	△ 32,619	606,599	455,082	△ 3,602				
3 維 持 補 修 費	340,741	174,526	423,972	223,510	48,984	406,235	173,913	△ 49,597	431,428	201,277	27,364	449,722	198,231	△ 3,046				
4 扶 助 費	1,283,403	316,850	1,133,882	362,850	46,000	1,322,851	375,564	12,714	1,385,663	398,774	23,210	1,425,330	397,533	△ 1,241				
5 建 設 事 業 費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,697,980	475,866	△ 744,609	1,138,082	166,716	△ 309,150				
(1) 普 通 建 設 事 業 費	992,595	542,345	1,001,616	584,037	41,692	2,412,498	1,220,475	636,438	1,679,993	475,266	△ 745,209	1,086,726	166,480	△ 308,786				
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0	0	0	0	17,987	600	600	51,356	236	△ 364				
6 公 債 費	2,226,521	1,710,056	2,384,332	1,242,950	△ 467,106	3,539,627	1,722,701	479,751	1,917,844	1,521,666	△ 201,035	1,869,599	1,501,132	△ 20,534				
うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	453,212	377,677	377,677	482,985	402,488	24,811	482,985	402,488	0				
7 繰 出 金	855,614	774,767	1,997,031	1,907,038	1,132,271	941,995	860,181	△ 1,046,857	921,766	843,500	△ 16,681	1,007,812	928,672	85,172				
8 そ の 他	33,756,836	33,697,931	33,235,459	32,822,982	△ 874,949	1,717,241	1,443,576	△ 31,379,406	2,744,054	2,646,125	1,202,549	2,754,760	2,613,006	△ 33,119				
歳 出 計	40,855,888	38,365,285	41,584,088	38,296,373	△ 68,912	11,874,472	7,044,969	△ 31,251,404	10,624,664	7,348,660	303,691	10,110,097	7,032,591	△ 316,069				
歳入歳出差引額 (A)	△ 32,173,140	△ 32,173,140	456,142	456,142	32,629,282	526,450	526,450	70,308	588,586	588,586	62,136	645,363	645,363	56,777				
翌年度へ繰越すべき財源 (B)	26,326		31,425			9,134			713			38,600						
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)	△ 32,199,466		424,717			517,316			587,873			606,763						
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額	0		0			0			0			0						

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

年 度 区 分		平成25年度 (第5年度)			平成26年度 (第6年度)			平成27年度 (第7年度)			平成28年度 (第8年度)			平成29年度 (第9年度)		
		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1	地 方 税	859,159	859,159	△ 30,673	855,247	855,247	△ 3,912	837,670	837,670	△ 17,577	827,966	827,966	△ 9,704	914,412	914,412	86,446
2	地 方 譲 与 税	67,614	67,614	△ 3,836	63,959	63,959	△ 3,655	66,798	66,798	2,839	52,956	52,956	△ 13,842	52,526	52,526	△ 430
3	地 方 交 付 税	5,284,618	5,284,618	18,251	5,129,740	5,129,740	△ 154,878	5,120,321	5,120,321	△ 9,419	4,979,225	4,979,225	△ 141,096	4,946,234	4,946,234	△ 32,991
4	国 都 道 府 県 支 出 金	1,785,806	18,688	△ 202	2,156,921	36,410	17,722	1,774,914	131,158	94,748	1,874,966	30,319	△ 100,839	1,923,799	56,421	26,102
5	繰 入 金	946,193	889,636	684,106	1,565,648	1,486,052	596,416	1,055,640	858,920	△ 627,132	1,299,703	1,105,725	246,805	248,533	133	△ 1,105,592
6	地 方 債	811,000	274,200	3,793	1,289,879	255,579	△ 18,621	809,143	265,443	9,864	1,505,309	177,409	△ 88,034	1,042,075	174,575	△ 2,834
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	そ の 他	1,706,575	975,082	19,604	1,813,828	1,082,276	107,194	2,090,797	1,165,194	82,918	2,696,247	1,560,011	394,817	2,353,872	1,329,448	△ 230,563
歳 入	計	11,460,965	8,368,997	691,043	12,875,222	8,909,263	540,266	11,755,283	8,445,504	△ 463,759	13,236,372	8,733,611	288,107	11,481,451	7,473,749	△ 1,259,862
歳 出	計	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1	人 件 費	841,813	766,993	△ 5,226	872,094	788,440	21,447	1,031,858	898,170	109,730	976,671	857,919	△ 40,251	999,893	879,378	21,459
2	物 件 費	650,164	479,004	23,922	642,030	456,830	△ 22,174	917,015	523,955	67,125	843,601	493,353	△ 30,602	933,235	543,086	49,733
3	維 持 補 修 費	394,862	184,814	△ 13,417	405,561	178,250	△ 6,564	352,106	144,864	△ 33,386	365,441	171,105	26,241	507,040	271,045	99,940
4	扶 助 費	1,446,986	436,538	39,005	1,450,684	395,977	△ 40,561	1,407,233	345,285	△ 50,692	1,624,522	424,929	79,644	1,362,738	351,324	△ 73,605
5	建 設 事 業 費	1,116,443	234,547	67,831	1,811,922	88,588	△ 145,959	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008
	(1) 普 通 建 設 事 業 費	1,086,397	214,478	47,998	1,811,922	88,588	△ 125,890	731,386	68,681	△ 19,907	1,006,310	66,126	△ 2,555	1,389,532	93,134	27,008
	(2) 災 害 復 旧 事 業 費	30,046	20,069	19,833	0	0	△ 20,069	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	公 債 費	3,893,627	3,551,934	2,050,802	3,867,327	3,526,894	△ 25,040	3,677,144	3,412,584	△ 114,310	3,694,560	3,441,595	29,011	3,314,621	3,062,172	△ 379,423
	うち再生振替特例債	2,558,450	2,479,250	2,076,762	2,558,449	2,484,477	5,227	2,558,450	2,489,784	5,307	2,558,449	2,495,169	5,385	2,558,449	2,500,637	5,468
7	繰 出 金	911,580	831,627	△ 97,045	974,843	884,857	53,230	928,308	823,997	△ 60,860	947,681	846,723	22,726	829,132	728,697	△ 118,026
8	そ の 他	1,551,794	1,229,844	△ 1,383,162	2,172,157	1,910,823	680,979	1,830,494	1,348,229	△ 562,594	2,875,359	1,529,634	181,405	1,859,968	1,259,621	△ 270,013
歳 出	計	10,807,269	7,715,301	682,710	12,196,618	8,230,659	515,358	10,875,544	7,565,765	△ 664,894	12,334,145	7,831,384	265,619	11,196,159	7,188,457	△ 642,927
歳 入 歳 出 差 引 額	(A)	653,696	653,696	8,333	678,604	678,604	24,908	879,739	879,739	201,135	902,227	902,227	22,488	285,292	285,292	△ 616,935
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)		28			2,374			13,175			40			0		
実 質 収 支 (A) - (B) (C)		653,668			676,230			866,564			902,187			285,292		
(C) のうち地方自治法第233条の2の規定 よる基金繰入額		0			0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画
1 一般会計等の実質収支
(1) 一般会計

(単位:千円)

年 度		平成30年度 (第10年度)			令和元年度 (第11年度)			令和2年度 (第12年度)			令和3年度 (第13年度)			令和4年度 (第14年度)		
区 分		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1	地 方 税	928,303	928,303	13,891	921,776	921,776	△ 6,527	860,659	860,659	△ 61,117	900,649	900,649	39,990	870,855	870,855	△ 29,794
2	地 方 譲 与 税	52,969	52,969	443	54,733	54,733	1,764	56,777	56,777	2,044	57,591	57,591	814	63,204	63,204	5,613
3	地 方 交 付 税	4,774,251	4,774,251	△ 171,983	4,817,894	4,817,894	43,643	4,942,168	4,942,168	124,274	5,306,133	5,306,133	363,965	5,276,853	5,276,853	△ 29,280
4	国 都 道 府 県 支 出 金	1,745,117	58,547	2,126	1,672,895	25,836	△ 32,711	2,701,475	442,834	416,998	2,300,647	189,846	△ 252,988	3,220,606	309,831	119,985
5	繰 入 金	422,406	0	△ 133	760,475	381,343	381,343	783,035	300,000	△ 81,343	746,409	268,156	△ 31,844	530,750	43,777	△ 224,379
6	地 方 債	968,781	171,781	△ 2,794	1,125,632	130,232	△ 41,549	1,040,037	135,337	5,105	672,613	163,113	27,776	1,410,709	42,609	△ 120,504
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	そ の 他	2,416,604	673,554	△ 655,894	1,958,133	577,829	△ 95,725	1,793,436	949,734	371,905	1,522,344	630,978	△ 318,756	1,857,804	1,029,388	398,410
歳 入	計	11,308,431	6,659,405	△ 814,344	11,311,538	6,909,643	250,238	12,177,587	7,687,509	777,866	11,506,386	7,516,466	△ 171,043	13,230,781	7,636,517	120,051
歳 出	計	11,223,249	6,574,223	△ 614,234	10,735,404	6,333,509	△ 240,714	11,695,023	7,204,945	871,436	10,703,947	6,864,227	△ 340,718	12,899,900	7,305,636	441,409
歳 入 歳 出 差 引 額	(A)	85,182	85,182	△ 200,110	576,134	576,134	490,952	482,564	482,564	△ 93,570	802,439	652,239	169,675	330,881	330,881	△ 321,358
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)		85			10			238,332			156,856			3,683		
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		85,097			576,124			244,232			645,583			327,198		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		0			0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

年 度		令和5年度 (第15年度)			令和6年度 (第16年度)			令和7年度 (第17年度)			令和8年度 (第18年度)			令和9年度 (第19年度)		
区 分		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1	地 方 税	912,631	912,631	41,776	825,563	825,563	△ 87,068	702,947	702,947	△ 15,523	687,936	687,936	△ 15,011	656,516	656,516	△ 31,420
2	地 方 譲 与 税	42,678	42,678	△ 20,526	38,369	38,369	△ 4,309	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0
3	地 方 交 付 税	5,014,890	5,014,890	△ 261,963	5,148,231	5,148,231	133,341	5,039,878	5,039,878	33,792	4,874,988	4,874,988	△ 164,890	4,616,285	4,616,285	△ 258,703
4	国 都 道 府 県 支 出 金	2,313,678	304,689	△ 5,142	1,651,660	92,998	△ 211,691	1,485,859	11,186	0	1,449,074	11,186	0	1,492,355	11,186	0
5	繰 入 金	1,508,352	875,126	831,349	1,575,924	934,434	59,308	798,742	520,986	85,396	1,086,463	815,753	294,767	77,073	0	△ 815,753
6	地 方 債	1,201,900	26,000	△ 16,609	220,500	9,000	△ 17,000	190,400	0	0	276,200	0	0	458,800	0	0
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	そ の 他	1,437,436	707,061	△ 322,327	928,619	315,482	△ 391,579	870,227	383,684	8,175	829,714	344,025	△ 39,659	791,248	331,295	△ 12,730
歳 入	計	12,431,565	7,883,075	246,558	10,388,866	7,364,077	△ 518,998	9,145,469	6,716,097	111,840	9,261,791	6,791,304	75,207	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606
歳 出		歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 出 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
1	人 件 費	1,357,851	1,197,741	191,806	1,320,478	1,147,600	△ 50,141	1,207,355	1,072,741	2,257	1,283,163	1,153,348	80,607	1,175,184	1,106,608	△ 46,740
2	物 件 費	1,713,761	998,431	354,610	1,698,856	922,379	△ 76,052	781,480	486,898	△ 6,870	806,149	509,021	22,123	749,890	536,548	27,527
3	維 持 補 修 費	346,795	258,047	23,917	345,233	279,763	21,716	401,630	237,696	283	402,299	237,751	55	398,867	264,667	26,916
4	扶 助 費	1,701,156	653,353	282,922	1,578,351	519,273	△ 134,080	1,543,012	450,387	△ 5,099	1,524,836	445,084	△ 5,303	1,505,086	472,640	27,556
5	建 設 事 業 費	1,672,853	49,124	△ 75,787	350,275	24,561	△ 24,563	272,885	33,106	19,001	327,573	18,674	△ 14,432	674,847	50,058	31,384
	(1) 普 通 建 設 事 業 費	1,672,853	49,124	△ 72,635	350,275	24,561	△ 24,563	272,885	33,106	19,001	327,573	18,674	△ 14,432	674,847	50,058	31,384
	(2) 災 害 復 旧 事 業 費	0	0	△ 3,152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	公 債 費	3,470,369	3,224,209	△ 11,965	3,627,394	3,409,700	185,491	3,730,259	3,573,412	105,680	3,719,153	3,576,214	2,802	1,062,444	982,401	△ 2,593,813
	うち再生振替特例債	2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,541,285	6,070	2,558,450	2,547,447	6,162	2,558,449	2,553,700	6,253	0	0	△ 2,553,700
7	繰 出 金	824,285	718,342	65,738	712,740	604,278	△ 114,064	849,835	760,102	△ 1,011	838,342	748,609	△ 11,493	836,869	747,136	△ 1,473
8	そ の 他	1,344,495	783,828	△ 253,802	755,539	456,523	△ 327,305	359,013	101,755	△ 2,401	360,276	102,603	848	1,746,506	1,512,640	1,410,037
歳 出	計	12,431,565	7,883,075	577,439	10,388,866	7,364,077	△ 518,998	9,145,469	6,716,097	111,840	9,261,791	6,791,304	75,207	8,149,693	5,672,698	△ 1,118,606
歳入歳出差引額 (A)		0	0	△ 330,881	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		0			0			0			0			0		
実 質 収 支 (A) - (B) (C)		0			0			0			0			0		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定 よる基金繰入額		0			0			0			0			0		

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位: 千円)

年 度		令和10年度 (第20年度)			令和11年度 (第21年度)		
区 分		歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額	歳 入 額	一 般 財 源	一般財源の前年度対比増減額
歳 入							
1	地 方 税	642,599	642,599	△ 13,917	629,149	629,149	△ 13,450
2	地 方 譲 与 税	57,416	57,416	0	57,416	57,416	0
3	地 方 交 付 税	4,588,185	4,588,185	△ 28,100	4,542,132	4,542,132	△ 46,053
4	国 都 道 府 県 支 出 金	1,530,481	11,186	0	1,492,136	11,186	0
5	繰 入 金	77,038	0	0	77,013	0	0
6	地 方 債	639,500	0	0	683,900	0	0
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0
7	そ の 他	777,109	323,071	△ 8,224	763,770	310,952	△ 12,119
歳 入	計	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
歳 出							
1	人 件 費	1,260,462	1,189,059	82,451	1,227,906	1,162,379	△ 26,680
2	物 件 費	740,673	524,290	△ 12,258	724,282	514,879	△ 9,411
3	維 持 補 修 費	398,997	265,937	1,270	396,191	264,083	△ 1,854
4	扶 助 費	1,488,563	467,111	△ 5,529	1,471,569	462,474	△ 4,637
5	建 設 事 業 費	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
	(1) 普 通 建 設 事 業 費	879,195	31,286	△ 18,772	906,898	26,189	△ 5,097
	(2) 災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0	0	0	0
6	公 債 費	1,038,450	962,608	△ 19,793	987,639	911,737	△ 50,871
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0
7	繰 出 金	828,530	738,941	△ 8,195	827,734	738,289	△ 652
8	そ の 他	1,677,458	1,443,225	△ 69,415	1,703,297	1,470,805	27,580
歳 出	計	8,312,328	5,622,457	△ 50,241	8,245,516	5,550,835	△ 71,622
歳 入 歳 出 差 引 額	(A)	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)		0			0		
実 質 収 支 額	(A) - (B)	0			0		
(C)のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0			0		

(2)特別会計(特別会計のうち法2条第1号イロハに掲げる以外のもの) : 変更前に同じ

(3)一般会計等の実質収支 : 変更前に同じ

2 連結実質収支 : 変更前に同じ

3 実質公債費比率 : 変更前に同じ

4 将来負担比率 : 変更前に同じ

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額 : 変更前に同じ

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し : 変更前に同じ

第8 その他財政の再生に必要な事項 : 変更前に同じ

夕張市財政再生計画の変更（令和6年度第2次（6月）変更）概要について

1 令和6年度計画変更（一般会計）

（1）歳入総額 127,194千円

＜主な事項＞

（単位：千円）

項 目	増減額	内 容
国庫支出金	86,938	・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増 ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増
繰入金	24,901	・ 財政調整基金からの繰入金の増 ・ 幸福の黄色いハンカチ基金からの繰入金の増
諸収入	15,355	・ 新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金の増

（2）歳出総額 127,194千円

＜主な事項＞

（単位：千円）

項 目	増減額	内 容
人件費	▲4,337	・ 地域おこし協力隊派遣事業（地域コーディネーター）に係る経費の増 ・ 地域プロジェクトマネージャー派遣事業に係る経費の減 ・ 定額減税調整給付事業に係る経費の増
物件費	34,434	・ 児童扶養手当システム改修経費の増 ・ 地域おこし協力隊派遣事業（地域コーディネーター）に係る経費の増 ・ 夕張高校魅力化支援事業委託経費の増 ・ 地域プロジェクトマネージャー派遣事業に係る経費の減 ・ 戸籍システム改修経費の増 ・ 低所得世帯支援補足給付金給付事業に係る経費の増 ・ 低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業に係る経費の増 ・ 定額減税調整給付事業に係る経費の増 ・ 新型コロナウイルスワクチン定期接種経費の増
扶助費	77,000	・ 低所得世帯支援補足給付金給付事業に係る経費の増 ・ 低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業に係る経費の増 ・ 定額減税調整給付事業に係る経費の増
その他	20,097	・ 幸福の黄色いハンカチ基金助成金の増 ・ 地域おこし協力隊派遣事業（地域コーディネーター）に係る経費の増 ・ 一般会計予備費の増

第5 歳入歳出年次総合計画(令和6年度第2次(6月)変更後)

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位:千円)

区 分		令和6年度(第16年度)					
		1次(3月)変更後		2次(6月)変更後		増減(2次-1次)	
歳 入		歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源	歳 入 額	一 般 財 源
1 地 方 税		825,563	825,563	825,563	825,563	0	0
2 地 方 譲 与 税		38,369	38,369	38,369	38,369	0	0
3 地 方 交 付 税		5,148,231	5,148,231	5,148,231	5,148,231	0	0
4 国 都 道 府 県 支 出 金		1,564,722	11,384	1,651,660	92,998	86,938	81,614
5 繰 入 金		1,551,023	910,374	1,575,924	934,434	24,901	24,060
6 地 方 債		220,500	9,000	220,500	9,000	0	0
	うち再生振替特例債	0	0	0	0	0	0
7 そ の 他		913,264	315,482	928,619	315,482	15,355	0
歳 入 計		10,261,672	7,258,403	10,388,866	7,364,077	127,194	105,674
歳 出		歳 出 額	一 般 財 源	歳 出 額	一 般 財 源	歳 出 額	一 般 財 源
1 人 件 費		1,324,815	1,150,793	1,320,478	1,147,600	△ 4,337	△ 3,193
2 物 件 費		1,664,422	909,527	1,698,856	922,379	34,434	12,852
3 維 持 補 修 費		345,233	279,763	345,233	279,763	0	0
4 扶 助 費		1,501,351	442,273	1,578,351	519,273	77,000	77,000
5 建 設 事 業 費		350,275	24,561	350,275	24,561	0	0
	(1) 普通建設事業費	350,275	24,561	350,275	24,561	0	0
	(2) 災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0
6 公 債 費		3,627,394	3,409,700	3,627,394	3,409,700	0	0
	うち再生振替特例債	2,558,450	2,541,285	2,558,450	2,541,285	0	0
7 繰 出 金		712,740	604,278	712,740	604,278	0	0
8 そ の 他		735,442	437,508	755,539	456,523	20,097	19,015
歳 出 計		10,261,672	7,258,403	10,388,866	7,364,077	127,194	105,674
歳入歳出差引額 (A)		0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(B)		0		0		0	
実 質 収 支 額 (A) - (B) (C)		0		0		0	
(C)のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0		0		0	

議案第 2 号

夕張市監査委員の選任について

次の者を夕張市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月10日提出

夕張市長 厚谷 司

記

氏 名	小林 尚文
生年月日	昭和28年 4 月11日
住 所	夕張市滝ノ上

（提案理由）

識見監査委員であった 西田 洋二 氏が、本年 6 月16日をもって任期満了となることから、その後任について本案のとおり選任の同意を得ようとするものである。

履 歴 書

氏 名 小 林 尚 文

生年月日 昭和28年 4 月11日（満71歳）

住 所 夕張市滝ノ上

最終学歴 昭和47年 3 月 北海道立夕張南高等学校 卒業

職 歴 平成23年 4 月 夕張市議会議員（3期12年）

平成27年 5 月 夕張市議会副議長

令和元年 5 月 夕張市議会議長

令和 3 年 3 月 監査委員（議員選任：令和 5 年 4 月30日まで）

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- 2 (略)

- 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

- 4～5 (略)

- 6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

議案第 3 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

夕張市長 厚谷 司

（提案理由）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により関係市町村の議会の議決を得ようとするものである。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日市町村第 1969 号指令）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第 19 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1（第 4 条関係）を削り、別表第 2（第 19 条関係）を別表とする。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議 案 第 4 号

令 和 6 年 度

夕 張 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

令和6年度夕張市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10,388,866千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年6月21日提出

夕張市長 厚谷 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 4 国 庫 支 出 金		1 , 1 3 0 , 7 5 0	8 6 , 9 3 8	1 , 2 1 7 , 6 8 8
	0 2 補 助 金	3 5 0 , 0 2 8	8 6 , 9 3 8	4 3 6 , 9 6 6
1 8 繰 入 金		1 , 5 5 1 , 0 2 3	2 4 , 9 0 1	1 , 5 7 5 , 9 2 4
	0 1 基 金 繰 入 金	1 , 5 5 0 , 2 0 9	2 4 , 9 0 1	1 , 5 7 5 , 1 1 0
2 0 諸 収 入		8 0 , 0 5 0	1 5 , 3 5 5	9 5 , 4 0 5
	0 4 雑 入	7 9 , 4 5 4	1 5 , 3 5 5	9 4 , 8 0 9
歳 入	合 計	1 0 , 2 6 1 , 6 7 2	1 2 7 , 1 9 4	1 0 , 3 8 8 , 8 6 6

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
0 2 総 務 費		1 , 2 0 2 , 2 1 9	4 , 6 8 7	1 , 2 0 6 , 9 0 6
	0 1 総 務 管 理 費	9 3 8 , 6 1 4	1 , 8 7 4	9 4 0 , 4 8 8
	0 2 地 域 振 興 費	1 2 6 , 9 6 6	2 , 5 1 1	1 2 4 , 4 5 5
	0 4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	3 7 , 7 6 1	5 , 3 2 4	4 3 , 0 8 5
0 3 民 生 費		2 , 6 3 5 , 6 4 6	8 1 , 6 1 4	2 , 7 1 7 , 2 6 0
	0 1 社 会 福 祉 費	1 , 8 4 3 , 6 5 1	8 1 , 6 1 4	1 , 9 2 5 , 2 6 5
0 4 衛 生 費		7 8 4 , 5 7 1	2 2 , 2 0 8	8 0 6 , 7 7 9
	0 1 保 健 衛 生 費	5 1 3 , 6 2 6	2 2 , 2 0 8	5 3 5 , 8 3 4
1 2 予 備 費		2 0 , 0 0 0	1 8 , 6 8 5	3 8 , 6 8 5
	0 1 予 備 費	2 0 , 0 0 0	1 8 , 6 8 5	3 8 , 6 8 5
歳 出	合 計	1 0 , 2 6 1 , 6 7 2	1 2 7 , 1 9 4	1 0 , 3 8 8 , 8 6 6

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
0 3 民生費	0 1 社会福祉費	交通問題対策	9,402 千円
合 計			9,402 千円

歳入歳出予算補正事項別明細

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	1,130,750	86,938	1,217,688
18 繰入金	1,551,023	24,901	1,575,924
20 諸収入	80,050	15,355	95,405
歳入合計	10,261,672	127,194	10,388,866

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国道支出金	地方債	その他			
02 総務費	1,202,219	4,687	1,206,906	5,324		841			1,478
03 民生費	2,635,646	81,614	2,717,260						81,614
04 衛生費	784,571	22,208	806,779			15,355			6,853
12 予備費	20,000	18,685	38,685						18,685
歳出合計	10,261,672	127,194	10,388,866	5,324	0	16,196			105,674

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 02 補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総 務 費 補 助 金	35,543	86,938	122,481	08 社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	5,324	
				16 物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	81,614	
計	350,028	86,938	436,966			

14 国庫支出金

(款) 18 繰入金

(項) 01 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 財政調整基金繰入金	749,090	24,060	773,150	01 財政調整基金繰入金	24,060	
04 幸福の黄色いハンカチ 基金繰入金	478,946	841	479,787	01 幸福の黄色いハンカチ 基金繰入金	841	
計	1,550,209	24,901	1,575,110			

(款) 20 諸収入
(項) 04 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 雑 入	79,454	15,355	94,809	21 雑 入	15,355	新型コロナウイルスワクチン定期接種費用助成金
計	79,454	15,355	94,809			

18 繰入金 , 20 諸収入

3 歳 出

(款) 0 2 総務費

(項) 0 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
04 企 画 費	222,735	1,082	223,817			1,082		18 負担金補助及び交付金	1,082	幸福の黄色いハンカチ基金助成金
06 情報化促進費	231,126	792	231,918				792	12 委 託 料	792	総合行政システム改修委託料
計	938,614	1,874	940,488	0	0	1,082	792			

(款) 02 総務費
(項) 02 地域振興費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
01 地域振興費	126,966	2,511	124,455			241	2,270	02 給 料	2,230	会計年度任用職員給	
								03 職員手当等	1,806	会計年度任用職員手当等	
								04 共 済 費	744	都市職員共済組合負担金 雇用保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金	284 75 370 15
								08 旅 費	10	費用弁償	
								10 需 用 費	44	消耗品費 燃料費	12 32
								12 委 託 料	1,238	夕張高校魅力化支援事業委託料	
								13 使用料及び賃借料	722	自動車借料 駐車場使用料 住宅借料	270 2 450
								17 備品購入費	75	パソコン	

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金補助及び交付金	330	地域みらい留学参画負担金
計	126,966	2,511	124,455	0	0	241	2,270			

(款) 02 総務費

(項) 04 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
01 戸籍住民 基本台帳 費	37,761	5,324	43,085	5,324				12 委 託 料	5,324	戸籍システム整備委託料
計	37,761	5,324	43,085	5,324	0	0	0			

(款) 0 3 民生費

(項) 0 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他					
01 社会福祉 総務費	822,641	81,614	904,255				81,614	03 職員手当等	443	時間外勤務手当	
								10 需用費	180	消耗品費	
								11 役 務 費	537	通信運搬費 手数料	351 186
								12 委 託 料	3,454	システム改修等委託料	
								19 扶 助 費	77,000	低所得世帯支援補足給付金 低所得世帯支援給付金 低所得子育て世帯支援補足給付金 定額減税調整給付金	2,000 13,000 2,000 60,000
計	1,843,651	81,614	1,925,265	0	0	0	81,614				

(款) 04 衛生費

(項) 01 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
02 予 防 費	43,881	22,208	66,089			15,355	6,853	12 委 託 料	22,208	予防接種委託料
計	513,626	22,208	535,834	0	0	15,355	6,853			

(款) 12 予備費
(項) 01 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
01 予 備 費	20,000	18,685	38,685				18,685	29 予 備 費	18,685	
計	20,000	18,685	38,685	0	0	0	18,685			

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年 3 月 30 日市長において、下記議決事件を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

夕張市長 厚谷 司

記

夕張市税条例の一部を別紙のとおり改正した。

（夕張市税条例の一部を改正する条例 令和 6 年 3 月 30 日）

令和 6 年 3 月 30 日

夕張市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

夕張市長 厚谷 司

夕張市税条例の一部を改正する条例

夕張市税条例（昭和 25 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 34 条第 3 項中「前項の規定によって」を「第 1 項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 53 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 53 条第 3 項中「前項の規定によって」を「第 1 項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第 115 条の 2 の 2 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 115 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号中「地積」を「面積」に、「取得価格」を「取得価額」に改め、同項第 3 号中「その被害の状況」を「、その被害の状況」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の4、第27条の6から第27条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7第2項、第32条の5の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第32条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第31条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数

があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第 1 期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 31 条第 1 項に規定する第 1 期の納期(以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。)においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 31 条第 1 項に規定する第 2 期の納期(以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。)においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 31 条第 1 項に規定する第 3 期の納期(以下この項において「第 3 期納期」という。)及び同条第 1 項に規定する第 4 期の納期(以下この項において「第 4 期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税

額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第32条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- （1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以

下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第32条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属す

る年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで

の間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 32 条の 5 の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 32 条の 5 の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

の間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の第 32 条の 5 の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 32 条の 5 の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第 32 条の 5 の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 32 条の 5 の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 27 条の 4、第 27 条の 6 から第 27 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 27 条の 9 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 27 条の 9 第 1 項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第

8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又

は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「当該各号」を「当該各号に掲げる規定」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第14条中「、第13条又は第13条の2」を「又は第13条」に、「、農地又は市街化区域農地」を「又は農地」に改め、「とし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるもの」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項第2号中「「所得割の額額」を「「所得割の額」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第1項中「第34条の2の適用」を「第27条の3の規定の適用」に改め、同条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第1項中「第27条及び第27条の4」を「第27条第1項及び第2項並びに第27条の4」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の

額」とする。

附則第 19 条の 5 第 2 項第 3 号中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 5 第 3 項中「外国居住者等相互免除法」を「外国居住者等所得相互免除法」に、「第 27 条の 3 の適用」を「第 27 条の 3 の規定の適用」に改め、同条第 5 項中「規定がある場合」を「規定の適用がある場合」に改め、同項第 3 号中「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」を「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に改め、同項第 4 号中「市民税の所得割」を「市民税の所得割の額」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 6 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 6 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 6 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 6 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和

6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の夕張市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 2 号

令和 5 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和 5 年度夕張市一般会計繰越明許費について、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

夕張市長 厚谷 司

「別 紙」

令和5年度 夕張市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					収入済 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	起 債	そ の 他	
02 総務費	01 総務管理費	公用車購入	円 2,267,000	円 2,200,000	円	円	円	円	円 2,200,000
02 総務費	01 総務管理費	市庁舎整備事業	円 5,536,000	円 5,536,000	円	円	円	円	円 5,536,000
02 総務費	04 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ネットワークシステム整備	円 6,828,000	円 6,828,000	円	円 6,828,000	円	円	円 0
03 民生費	01 社会福祉費	低所得世帯支援給付金給付事業	円 142,843,000	円 1,519,000	円	円 1,519,000	円	円	円 0
03 民生費	01 社会福祉費	低所得世帯支援補足給付金給付事業	円 25,294,000	円 6,842,000	円	円 6,842,000	円	円	円 0
03 民生費	01 社会福祉費	低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業	円 4,248,000	円 829,000	円	円 829,000	円	円	円 0
03 民生費	02 児童福祉費	公立学童保育所運営	円 924,000	円 893,000	円 893,000	円	円	円	円 0
03 民生費	03 生活保護費	医療扶助オンライン資格確認導入事業	円 154,000	円 154,000	円	円 154,000	円	円	円 0
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種	円 979,000	円 649,000	円	円 649,000	円	円	円 0
05 農林業費	01 農業費	施設園芸生産基盤緊急支援事業	円 2,582,000	円 2,582,000	円	円 2,582,000	円	円	円 0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					収入済 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	起債	その他	
06 商工費	01 商工費	プレミアム付商品券事業	円 40,000,000	円 40,000,000	円	円 34,464,000	円	円	円 5,536,000
07 土木費	02 道路橋りょう費	橋梁長寿命化計画事業 (橋梁点検・補修)	円 130,196,000	円 127,974,000	円	円 81,031,000	円 46,900,000	円	円 43,000
09 教育費	02 小学校費	校舎エアコン整備	円 34,281,000	円 33,545,000	円 14,811,000	円 18,734,000	円	円	円 0
09 教育費	03 中学校費	校舎エアコン整備	円 38,313,000	円 38,194,000	円 1,080,000	円 20,314,000	円 16,800,000	円	円 0
09 教育費	04 社会教育費	石炭博物館管理	円 3,300,000	円 2,816,000	円 2,816,000	円	円	円	円 0
09 教育費	04 社会教育費	模擬坑道復旧	円 297,774,000	円 212,300,000	円	円 109,845,000	円 100,900,000	円	円 1,555,000
合 計			円 735,519,000	円 482,861,000	円 19,600,000	円 283,791,000	円 164,600,000	円 0	円 14,870,000

令和6年6月10日提出

夕張市長 厚谷 司

報告第 3 号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和 6 年 6 月 10 日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕 監 第 15 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 西 田 洋 二
夕張市監査委員 千 葉 勝

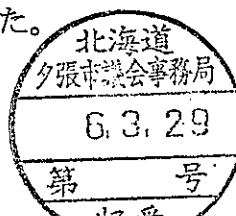
例月現金出納検査の報告について

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第 3 項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第 4 条第 1 項第 1 0 号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、水道事業会計の現金出納 【令和 5 年度 2 月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和 6 年 3 月 2 8 日（木）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



各 会 計 現 金 出 納 調

(令和6年2月29日現在)

令和5年度

(単位: 円)

会 計 別	収 入			支 出			差 引 残 高
	前月末累計残	本 月 の 収 入	本月末累計残	前月末累計残	本 月 の 支 出	本月末累計残	
一般会計	6,842,406,025	582,998,584	7,425,404,609	6,714,770,989	545,278,253	7,260,049,242	165,355,367
歳入金	6,862,406,025	602,998,584	7,465,404,609				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 20,000,000	△ 20,000,000	△ 40,000,000				
国民健康保険事業会計	836,844,069	67,198,332	904,042,401	816,339,873	68,762,425	885,102,298	18,940,103
歳入金	666,844,069	67,198,332	734,042,401				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	170,000,000	0	170,000,000				
市場事業会計	2,159	0	2,159	3	0	3	2,156
歳入金	2,159	0	2,159				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
公共下水道事業会計	128,654,732	4,493,456	133,148,188	120,629,214	6,355,459	126,984,673	6,163,515
歳入金	28,654,732	4,493,456	33,148,188				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	0	100,000,000				
介護保険事業会計	1,223,531,988	79,006,520	1,302,538,508	1,177,539,590	120,697,737	1,298,237,327	4,301,181
歳入金	1,223,531,988	69,006,520	1,292,538,508				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	10,000,000	10,000,000				
後期高齢者事業会計	156,248,929	13,138,100	169,387,029	155,532,101	5,216,687	160,748,788	8,638,241
歳入金	106,248,929	3,138,100	109,387,029				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	50,000,000	10,000,000	60,000,000				
歳入歳出外	356,939,131	24,856,518	381,795,649	297,159,816	25,969,667	323,129,483	58,666,166
歳入金	356,939,131	24,856,518	381,795,649				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	9,544,627,033	771,691,510	10,316,318,543	9,281,971,586	772,280,228	10,054,251,814	262,066,729
歳入金	9,244,627,033	771,691,510	10,016,318,543				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	300,000,000	0	300,000,000				

第2号表

現金保管調

(令和6年2月29日現在)

令和5年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行		合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	262,066,729	0		262,066,729
基金に属する現金	6,056,534,791	1,272,000,000		7,328,534,791

第3号表

一時運用金調

(令和6年2月29日現在)

令和5年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	170,000,000	0	0	170,000,000
一般会計	公共下水道事業会計	100,000,000	0	0	100,000,000
一般会計	介護保険事業会計	0	10,000,000	0	10,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	50,000,000	10,000,000	0	60,000,000
財政調整基金	一般会計	300,000,000	0	0	300,000,000

第4号表

基金出納調

(令和6年2月29日現在)

令和5年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,523,714,429	0	0	3,523,714,429
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	286,754,461	0	0	286,754,461
夕張市奨学基金	23,997,792	0	0	23,997,792
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,734	0	0	5,779,734
夕張市減債基金	831,777,971	0	147,798,000	683,979,971
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シェパード建設対策基金	12,616,335	0	0	12,616,335
夕張市介護給付費準備基金	235,550,950	0	0	235,550,950
夕張市子ども・文化振興基金	24,243,282	0	0	24,243,282
幸福の黄色いハンカチ基金	1,272,035,178	0	0	1,272,035,178
夕張市公設地方卸売市場管理基金	785,563	0	0	785,563
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	810,659,863	0	142,000,000	668,659,863
夕張市石勝線代替輸送確保基金	579,139,661	0	0	579,139,661
夕張市森林環境譲与税基金	11,275,464	0	0	11,275,464
合 計	7,618,332,791	0	289,798,000	7,328,534,791

一時借入金内訳調

(令和6年2月29日現在)

令和5年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水道事業会計

令和6年2月29日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収 入 (戻 入)	434,074,397	22,534,398	456,608,795	
支 出 (還 付)	472,110,007	6,566,561	478,676,568	
差 引	△ 38,035,610	15,967,837	△ 22,067,773	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	387,058,171			387,058,171

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南 空 知 ふ る さ と	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	20,000,000	0	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北 洋 銀 行 (暫 定)	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第4号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和6年6月10日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕張市議会議長 大山修二様

夕張市監査委員 西田洋二
夕張市監査委員 千葉勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第3項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・団体会計、水道事業会計の現金出納 【令和5年度3月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和6年4月26日（金）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。

各 会 計 現 金 出 納 調

(令和6年3月29日現在)

令和5年度

(単位: 円)

会 計 別	収 入			支 出			差 引 残 高
	前月末累計残	本 月 の 収 入	本月末累計残	前月末累計残	本 月 の 支 出	本月末累計残	
一般会計	7,425,404,609	3,961,675,131	11,387,079,740	7,260,049,242	2,789,071,940	10,049,121,182	1,337,958,558
歳入金	7,465,404,609	2,271,675,131	9,737,079,740				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	△ 40,000,000	1,690,000,000	1,650,000,000				
国民健康保険事業会計	904,042,401	158,589,765	1,062,632,166	885,102,298	64,822,447	949,924,745	112,707,421
歳入金	734,042,401	158,589,765	892,632,166				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	170,000,000	0	170,000,000				
市場事業会計	2,159	3	2,162	3	3	6	2,156
歳入金	2,159	3	2,162				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
公共下水道事業会計	133,148,188	93,176,855	226,325,043	126,984,673	35,466,717	162,451,390	63,873,653
歳入金	33,148,188	193,176,855	226,325,043				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	100,000,000	△ 100,000,000	0				
介護保険事業会計	1,302,538,508	344,023,957	1,646,562,465	1,298,237,327	149,965,234	1,448,202,561	198,359,904
歳入金	1,292,538,508	354,023,957	1,646,562,465				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	10,000,000	△ 10,000,000	0				
後期高齢者事業会計	169,387,029	109,408,474	278,795,503	160,748,788	37,083,992	197,832,780	80,962,723
歳入金	109,387,029	89,408,474	198,795,503				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	60,000,000	20,000,000	80,000,000				
歳入歳出外	381,795,649	29,008,031	410,803,680	323,129,483	30,296,963	353,426,446	57,377,234
歳入金	381,795,649	29,008,031	410,803,680				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	10,316,318,543	4,695,882,216	15,012,200,759	10,054,251,814	3,106,707,296	13,160,959,110	1,851,241,649
歳入金	10,016,318,543	3,095,882,216	13,112,200,759				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	300,000,000	1,600,000,000	1,900,000,000				

第2号表

現金保管調

(令和6年3月29日現在)

令和5年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行		合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	1,851,241,649	0		1,851,241,649
基金に属する現金	5,728,719,115	0		5,728,719,115

第3号表

一時運用金調

(令和6年3月29日現在)

令和5年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	170,000,000	0	0	170,000,000
一般会計	公共下水道事業会計	100,000,000	20,000,000	120,000,000	0
一般会計	介護保険事業会計	10,000,000	70,000,000	80,000,000	0
一般会計	後期高齢者事業会計	60,000,000	20,000,000	0	80,000,000
財政調整基金	一般会計	300,000,000	1,600,000,000	0	1,900,000,000

第4号表

基金出納調

(令和6年3月29日現在)

令和5年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	3,523,714,429	17,660	1,600,000,000	1,923,732,089
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	286,754,461	1,429	0	286,755,890
夕張市奨学基金	23,997,792	118	0	23,997,910
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,734	28	0	5,779,762
夕張市減債基金	683,979,971	4,147	0	683,984,118
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュハダム建設対策基金	12,616,335	62	0	12,616,397
夕張市介護給付費準備基金	235,550,950	1,174	0	235,552,124
夕張市子ども・文化振興基金	24,243,282	120	0	24,243,402
幸福の黄色いハンカチ基金	1,272,035,178	1,272,305,196	1,272,152,598	1,272,187,776
夕張市公設地方卸売市場管理基金	785,563	3	0	785,566
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	668,659,863	4,042	0	668,663,905
夕張市石勝線代替輸送確保基金	579,139,661	2,887	0	579,142,548
夕張市森林環境譲与税基金	11,275,464	56	0	11,275,520
合 計	7,328,534,791	1,272,336,922	2,872,152,598	5,728,719,115

一時借入金内訳調

(令和6年3月29日現在)

令和5年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水道事業会計

令和6年3月29日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収 入 (戻 入)	456,608,795	124,619,606	581,228,401	
支 出 (還 付)	478,676,568	98,318,069	576,994,637	
差 引	△ 22,067,773	26,301,537	4,233,764	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)		合 計
金 額	413,359,708		413,359,708

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南 空 知 ふ る さ と	20,000,000	0	20,000,000	0
合 計	20,000,000	0	20,000,000	0

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北 洋 銀 行 (暫 定)	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

報告第 5 号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和 6 年 6 月 10 日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕張市監査第17号
令和6年5月28日

夕張市議会議長 大山修二様

夕張市監査委員 西田洋二
夕張市監査委員 千葉勝

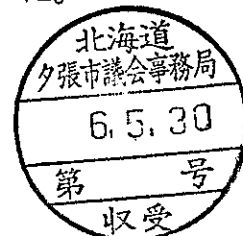
例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第3項の規定によりその結果を下記のとおり報告いたします。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外の現金出納
【令和5年度4月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和6年5月28日（火）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



[illegible]

第2号表

現金保管調

(令和6年4月30日現在)

令和5年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行		合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	116,063,235	0		116,063,235

第3号表

一時運用金調

(令和6年4月30日現在)

令和5年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末	当 月		運用残高
		運用残高	運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	170,000,000	0	90,000,000	80,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	80,000,000	0	70,000,000	10,000,000
一般会計令和5年度	一般会計令和6年度	0	20,000,000	20,000,000	0
一般会計令和6年度	一般会計令和5年度	0	700,000,000	70,000,000	630,000,000
財政調整基金	一般会計	1,900,000,000	0	1,900,000,000	0

一時借入金内訳調

(令和6年4月30日現在)

令和5年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

報告第 6 号

例月現金出納検査の結果について

例月現金出納検査の結果につき、夕張市監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和 6 年 6 月 10 日提出

夕張市議会議長 大 山 修 二

夕 監 第 18 号
令和5年5月28日

夕張市議会議長 大 山 修 二 様

夕張市監査委員 西 田 洋 二
夕張市監査委員 千 葉 勝

例月現金出納検査の報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査について、同条第3項の規定によりその結果を下記のとおり報告します。

記

本審査は、夕張市監査基準第4条第1項第10号の規定に準拠し実施した。

1. 検査の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査の対象 一般会計・各特別会計・歳入歳出外・基金・水道事業会計・下水道事業会計の現金出納 【令和6年度4月分】
3. 検査の着眼点 現金の出納事務が正確に行われているか
4. 主な実施内容 下記の点に主眼をおき、通常実施すべき検査手続により実施。
 - (1) 各検査対象の関係資料の計数は正確か。
 - (2) 現金出納調・出納計算書・歳計現金在額報告書・預金残高内訳表・預金通帳と現金残高が一致しているか。
 - (3) 関係諸帳簿は適切に処理されているか。
5. 実施場所 夕張市監査事務局
6. 実施日 令和6年5月28日（火）
7. 検査の結果 夕張市監査基準に準拠し検査した結果は下記のとおり。
 - (1) 各検査資料の計数を確認した結果、誤りはなかった。
 - (2) 現金預金残高は各資料・預金通帳と一致していた。
 - (3) 関係諸帳簿を確認した結果、適正に処理されていた。



第1号表

各 会 計 現 金 出 納 調

(令和6年4月30日現在)

令和6年度

(単位: 円)

会 計 別	収 入			支 出			差 引 残 高
	前月末累計残	本 月 の 収 入	本 月 末 累 計 残	前月末累計残	本 月 の 支 出	本 月 末 累 計 残	
一般会計	0	828,511,410	828,511,410	0	466,233,531	466,233,531	362,277,879
歳入金	0	1,038,511,410	1,038,511,410				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	△ 210,000,000	△ 210,000,000				
国民健康保険事業会計	0	19,391,418	19,391,418	0	10,967,077	10,967,077	8,424,341
歳入金	0	9,391,418	9,391,418				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	10,000,000	10,000,000				
市場事業会計	0	0	0	0	0	0	0
歳入金	0	0	0				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
介護保険事業会計	0	80,036,900	80,036,900	0	6,589,025	6,589,025	73,447,875
歳入金	0	70,036,900	70,036,900				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	10,000,000	10,000,000				
後期高齢者事業会計	0	10,065,170	10,065,170	0	1,758,371	1,758,371	8,306,799
歳入金	0	65,170	65,170				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	10,000,000	10,000,000				
歳入歳出外	0	80,088,474	80,088,474	0	23,932,980	23,932,980	56,155,494
歳入金	0	80,088,474	80,088,474				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	0	0				
合 計	0	1,018,093,372	1,018,093,372	0	509,480,984	509,480,984	508,612,388
歳入金	0	1,198,093,372	1,198,093,372				
一時借入金	0	0	0				
一時運用金	0	△ 180,000,000	△ 180,000,000				

第2号表

現金保管調

(令和6年4月30日現在)

令和6年度

(単位:円)

種 別	北洋銀行	その他の銀行		合計
歳計現金及び 歳入歳出外現金	508,612,388	0		508,612,388
基金に属する現金	7,328,124,523	0		7,328,124,523

第3号表

一時運用金調

(令和6年4月30日現在)

令和6年度

(単位:円)

運用払会計	運用受会計	前月末 運用残高	当 月		運用残高
			運用額	返済額	
一般会計	国民健康保険事業会計	0	10,000,000	0	10,000,000
一般会計	介護保険事業会計	0	10,000,000	0	10,000,000
一般会計	後期高齢者事業会計	0	10,000,000	0	10,000,000
一般会計令和6年度	一般会計令和5年度	0	700,000,000	70,000,000	630,000,000
一般会計令和5年度	一般会計令和6年度	0	20,000,000	20,000,000	0
水道事業会計	一般会計	0	150,000,000	0	150,000,000
財政調整基金	一般会計	0	300,000,000	0	300,000,000

第4号表

基金出納調

(令和6年4月30日現在)

令和6年度

(単位:円)

種 別	前月末累計残高	本 月		本月末残高
		収 入	支 出	
夕張市財政調整基金	1,923,732,089	1,900,002,408	300,000,000	3,523,734,497
夕張市土地開発基金	1,569	0	0	1,569
夕張市国民健康保険準備基金	286,755,890	0	0	286,755,890
夕張市奨学基金	23,997,910	0	0	23,997,910
夕張市公の施設建設基金	528	0	0	528
夕張市復興再建基金	5,779,762	0	0	5,779,762
夕張市減債基金	683,984,118	0	0	683,984,118
夕張市社会福祉基金	11	0	0	11
夕張市シュパロダム建設対策基金	12,616,397	0	597,000	12,019,397
夕張市介護給付費準備基金	235,552,124	0	0	235,552,124
夕張市子ども・文化振興基金	24,243,402	0	0	24,243,402
幸福の黄色いハンカチ基金	1,272,187,776	0	0	1,272,187,776
夕張市公設地方卸売市場管理基金	785,566	0	0	785,566
夕張市浄化槽整備償還基金	0	0	0	0
夕張市財政再生計画調整基金	668,663,905	0	0	668,663,905
夕張市石勝線代替輸送確保基金	579,142,548	0	0	579,142,548
夕張市森林環境譲与税基金	11,275,520	0	0	11,275,520
合 計	5,728,719,115	1,900,002,408	300,597,000	7,328,124,523

一時借入金内訳調

(令和6年4月30日現在)

令和6年度

(単位:千円)

会計別	借 入 先	前月末 借入残高	当 月		借入残高
			借入額	償還額	
合 計		0	0	0	0

水道事業会計

令和6年4月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収入（戻入）	0	43,388,638	43,388,638	
支出（還付）	0	358,267,982	358,267,982	
差 引	0	△ 314,879,344	△ 314,879,344	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	98,480,364			98,480,364

(一時借入金調)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南 空 知 心 り さ と	0	20,000,000	0	20,000,000
合 計	0	20,000,000	0	20,000,000

(他会計)

運 用 元	前 月 末 借 入 残 高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前 月 末 借 入 残 高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北 洋 銀 行 (暫 定)	100,000	0	0	100,000
合 計	100,000	0	0	100,000

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前 月 末 貸 付 残 高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	250,000,000	250,000,000
合 計	0	0	250,000,000	250,000,000

下水道事業会計

令和6年4月30日現在

1 収入・支出額調

(単位：円)

区 分	先 月 末 累 計	本 月 分	本 月 末 累 計	備 考
収 入 (戻 入)	0	100,450,038	100,450,038	
支 出 (還 付)	0	65,286,046	65,286,046	
差 引	0	35,163,992	35,163,992	

2 現金保管調

(単位：円)

保 管 先	北 洋 銀 行 (普 通)			合 計
金 額	99,037,645			99,037,645

(一時借入金調)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	償 還 額	
南 空 知 ぶ る さ と	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

(他会計)

運 用 元	前月末借入残高	当 月		借 入 残 高
		借 入 額	返 済 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	0	100,000,000	0	100,000,000
合 計	0	100,000,000	0	100,000,000

3 暫定預金

(単位：円)

借 入 先	前月末借入残高	当 月		差 引 現 在 額
		預 入 額	償 還 額	
北 洋 銀 行 (暫 定)	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

4 一時貸付金調

(他会計)

(単位：円)

運 用 先	前月末貸付残高	当 月		貸 付 残 高
		返 済 額	貸 付 額	
一 般 会 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

意見書案第 1 号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求めることに関し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 21 日提出

提出者	夕張市議会議員	高	間	澄	子
	同	徳	谷	康	憲
	同	荒	井	周	司
	同	工	藤	政	則
	同	君	島	孝	夫
	同	櫻	井		暁
	同	千	葉		勝

「別 紙」

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化 を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

北海道夕張市議会議員 大 山 修 二

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

意見書案第2号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもに
ゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆ
たかな学びを保障する高校教育を求めることに關し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年6月21日提出

提出者	夕張市議会議員	千 葉	勝
	同	徳 谷	康 憲
	同	荒 井	周 司
	同	工 藤	政 則
	同	君 島	孝 夫
	同	櫻 井	暁
	同	高 間	澄 子

「別 紙」

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2023 年 3 月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が 55 市町村（24 年 4 月現在）となり、この 3 年でさらに増加します。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1 学年 4～8 学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 20 人未満」「地域連携校等で 5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 10 人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を 30 人以下に引き下げること。

- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことができる「高校配置計画」を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

北海道夕張市議会議長 大 山 修 二

(提出先)
北海道知事、北海道教育委員会教育長